

お客さま 各位

大阪信用金庫

外国送金（仕向・被仕向）のお取引内容に関する確認資料ご提出のお願い

平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止対策に取り組んでおり、お客さまとの外国送金取引につきまして、送金内容のご説明や送金目的、原資等について確認のできる資料のご提出をお願いしております。

ご提供いただく資料につきましては、お取引の内容により異なりますので、以下の一例をご覧ください。

お客さまにはお手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【外国送金（仕向・被仕向）取引時にご提出いただく資料の一例】**送金原資等に関する資料の一例**

- ・契約書、相続関係書類、給与明細等

送金（受領）目的等に関する資料の一例

- 輸出・輸入・仲介貿易等
 - ・輸出入許可通知書(Import or Export permission notice)
 - ・商業送り状(Invoice)・仮送り状(Proforma Invoice)
 - ・原産地証明書(Certificate of origin)
 - ・船荷証券(B/L)・航空貨物運送状(AWB)
 - ・売買契約書(Sales contract)
- 生活費
 - ・ご依頼人とお受取人の関係性や資金の必要性を確認できる資料等
- 学費
 - ・授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料等
- 宿泊費・渡航費
 - ・ホテルの請求書や旅行等の行程を確認できる資料等
- 不動産購入
 - ・不動産売買契約書等
- 出資（海外子会社の設立／増資等）
 - ・設立に関する書類／海外子会社に関する資料等

注1) 上記は一例であり、お取引の内容により必要に応じて追加の資料のご提出をお願いする場合がございます。

※当金庫では現金（ご持参された現金や送金ご依頼日の直前に現金で口座にご入金された資金）による外国送金は取り扱っておりません。

※他の金融機関からの振込や直前の現金入金を原資とする送金の場合は、上記資料のほか他金融機関の通帳・預金取引明細等のご提出をお願いする場合がございます。

※当金庫からのご依頼にご協力いただけない場合や、ご説明・資料のご提供をいただいた場合でも、お取引の内容によっては、お時間をいただく場合、お取扱いできない場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当金庫営業店または国際証券部外国為替課までお問い合わせください。

**大阪信用金庫**